

薬消費額の測定

貨幣表示と量の表示とがあるが、貨幣表示によると、高価薬の少量消費の方が安価な薬の大量消費よりも低く表現されるきらいがある。そこで、量的表示であるが、これにも問題が多い。このシンポジュームでも適当な測定基準を結論づけられなかった。不十分ではあるが、病院支出総額あるいは医療費総額中の薬消費額の占める割合の表示は一国のデータとしては使えるものであろう。

薬消費の情報源

生産額と分配額両方が政府によって把握されている国とそうでない国とがある。

すべての薬が薬局を通して売られる国では、薬局・小売店でのデータが有用であるが、処方なしで薬局外で売られている国もある。自分で使った薬のデータはなかなか得にくい。

保健事業を国全体で実施し、処方箋が中央政府の管理下にあるような国、たとえばイギリスでは、保健事業の記録から薬剤消費量の情報をうることができる（表参照）。

そのほか、市場調査や病院資料からも情報

年 次	処方箋数 (百万枚)	処方箋総額 (百万ポンド)	処方1枚あたり純薬剤費用 (旧ペニス)
1950	217,145	34,805	19.3
1955	226,116	50,344	31.0
1960	218,685	79,194	56.5
1965	244,346	126,004	84.8
1968	267,378	151,667	99.0

を得ることができる。消費者調査からは、性

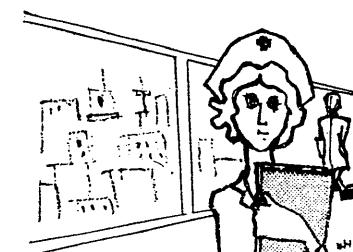
- ・年齢別などの資料がえられる。

このシンポジュームでは、そのほか、国別地域別の処方制度の差異や薬消費に影響する諸要因について討論された。

Drug Consumption in Europe, WHO Chronicle, Vol. 25, No. 10, Oct. '71, pp. 458-466.

（前田信雄 国立公衆衛生院）

病院従事者の病気欠勤



（イスラエル）

この論文は、エルサレム郊外アインカレムにあるハダサー・ヘブライ大学メデカルセンターの従事者の病気欠勤を調査研究したものである。

調査対象：病院の常勤職員 1,535 名（医師らを含む）

調査期間：1965年4月—1966年3月

休業総件数：4,597件（延16,312日）

調査結果

病気欠勤は、年間総休業延日数54,290日の30.0%，有給無給の休暇は62.6%，業務上傷害3.1%，出産のための休暇2.1%となってい

る。1人あたりの病気欠勤日数の中位値は10.6日で、労働者数54人つまり総従事者の3.5%に相当する。このうち、1日だけの休業者は総件数の71.4%にあたり、結局、従事者の約8割が年に少なくとも1回は病気のために休んだことになる。

性別にみると、女子12.2日(平均休業日数)、男子8.9日となっているが、女子の方がいくらか短期間でひんぱんな休暇をとる傾向にある。

年齢別には、男子32歳以下が1人あたり7.6日(同上)、47歳以上が11.8日と、高齢者ほど休んでいることになる。退職前の年齢層にそれが多いのがわかった。

職種別にみると、不熟練労働者に長く(13.8日)、医師・歯科医師に短かい(4.4日)という特色がみられる。看護婦は、12.3日、技師らは7日という平均日数である。

配偶者有無別には、男子では有無別の差異は殆どないが、女子では有配偶者10日(46歳以下)、独身者7日となっている。

疾病別には、呼吸器系疾患が第1位で28.7%，性尿器系疾患10.4%，心臓病・高血圧症が7.2%と上位を占めている。

考察

この病院従事者の年間労働者1人あたり病欠日数10.6日は、1959—60年のイスラエル経営センター調査の9.6日(全国サンプリング調査)、同上年スュトラウスら調査の15.4日(中企業対象)とそうかけ離れた日数ではない。

しかし、アメリカの1965—66年の同じく病欠日数5.8日にくらべると(国立保健統計センター調査)、著しく長い。もっとも、アメリカのそれは、ヨーロッパ各国の約半分の日数だといわれている。

イスラエルでのこの調査では、短期間の休

暇がひんぱんにとられているという傾向が他の従事者にくらべて著しい。それは休暇日数全体をそう長くするわけではない。短期間の病欠には医師証明不用という制度は、濫用を招くようにも思われるが、実際には、患者申出でが優先するので、この制度だからといって短期間休暇がとくに増すわけではない(この病院では2日以上の病欠には証明書必要)。

K. J. Mann et al. Sickness absenteeism in a hospital in Israel, *The Hospital*, Sept. '71, pp. 307-311.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

社会法典の準備

(西ドイツ)



西ドイツにおいては、統一的な社会法典の準備作業が進められているが、本稿は、Dr. Kurt Friede がその社会法典の作成作業の経

過、その内容の理念等について解説をしたものである。以下、その概要を紹介する。

1969年10月の連邦議会における首相の施政